

本 年 分 確 定 申 告 の 準 備 の お 願 い

御依頼人各位

坂下太一税理士事務所

今年も確定申告の時期が近づいて参りました。正しい所得税確定申告のため、下記資料をご確認(準備)いただき、当事務所までご連絡(ご提出)くださいますようお願いいたします。

1. 確定申告のための申告基礎資料

行	確認(準備)していただく資料	提出資料(部数)	受 渡 日	フィク
1	税務署から送付の「申告のお知らせ」 (初めて当事務所にご依頼いただく方のみ)	有(部)・無	. .	
2	給与所得、公的年金等、退職所得に係るすべての源泉徴収票	有(部)・無	. .	
3	配当金の支払調書・支払通知書・配当金計算書など	有(部)・無	. .	
4	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	有(部)・無	. .	
5	保険の満期返戻金・解約金などの計算書	有(部)・無	. .	
6	本人・親族の身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の 写し(初めて当事務所にご依頼いただく方のみ。過去に提出済みの方は変更があった場合)	有(部)・無	. .	
7	配偶者及び家族の給与所得・退職所得の源泉徴収票(1)	有(部)・無	. .	
8	国民健康保険の領収書、国民年金・年金基金の控除証明書	有(部)・無	. .	
9	小規模企業共済等掛金の払込証明書・領収書	有(部)・無	. .	
10	生命保険料の控除証明書 (介護医療・個人年金保険料を含む)	有(部)・無	. .	
11	地震保険料の控除証明書 (旧長期損害保険料を含む)	有(部)・無	. .	
12	医療費のお知らせ・領収書(介護保険サービス料を含む)	有(部)・無	. .	
13	寄附金の受領証(領収書。ふるさと納税を含みます) 証明書(税額控除の証明書など)	有(部)・無	. .	
14	住宅ローンの年末残高証明書(2)	有(部)・無	. .	
15	増改築等を行った場合の増改築等工事証明書	有(部)・無	. .	
16	市区町村・都道府県から発行された住宅耐震改修証明書	有(部)・無	. .	
17	本人、親族の個人番号の番号確認書類(3)	有(部)・無	. .	

- 1 配偶者の所得が133万円以下(給与所得のみの場合は収入が2,016,000円未満)の場合は源泉徴収票が必要です。
- 2 令和5年中に住宅を新築・購入又は増改築した場合は、登記事項証明書や売買(請負)契約書などの書類も必要です。
- 3 本人、同一生計配偶者、配偶者特別控除の対象配偶者、扶養親族、事業専従者の分が必要です。すでに当事務所に提出済の方は不要です。
- (注) 国外に居住する控除対象の配偶者又は親族がいる場合、親族関係書類と送金関係書類も必要です。年齢が30歳以上70歳未満で留学中の親族の場合は、留学ビザ等書類も必要です。

2 . 不動産所得関連の申告資料

行	確認(準備)していただく資料	提出資料(部数)	受 渡 日	チェック
1	賃貸収入の明細書・契約書、帳簿等	有(部)・無	. .	
2	固定資産税通知書(固定資産課税証明書)	有(部)・無	. .	
3	借入金・支払利子の明細(借入金の返済予定表)	有(部)・無	. .	
4	賃貸物件の火災保険の領収書	有(部)・無	. .	
5	賃貸物件に係る修繕費の請求書・領収書	有(部)・無	. .	
6	地代その他経費と思われる領収書等	有(部)・無	. .	

3 . その他の確認事項(不動産等の売却、損害の発生、財産の贈与、国外財産の保有、一定の財産の保有)

下記に該当する方は、申告に必要な書類や手続きなどが複雑になることがあります。速やかにご連絡ください。

- (1) 当年中に不動産(土地・建物等)の売却(又は買換え)や、株式等を売却していませんか？
- (2) 当年中に災害や盗難などにより損害を受けていませんか？
- (3) 当年中に金銭その他の贈与を受けていませんか？(贈与税)
- (4) 当年末時点で国外に5,000万円を超える財産(不動産、預貯金、有価証券など)を有していませんか？
- (5) 当年分の所得が2,000万円超の見込みで、同年末時点で財産3億円以上か、有価証券等1億円以上に該当していませんか？
- (6) 当年末時点で10億円以上の財産(不動産、預貯金、有価証券など)を有していませんか？

各位

坂下会計事務所

マイナンバー（個人番号）の提供のお願い

マイナンバー法の施行に伴い、当事務所へご依頼いただく税務申告書及び関連する申請書・届出書等の作成・提出のため、マイナンバー（個人番号）をご提供いただく必要がございます。

つきましてはお手数ですが、貴殿と貴殿の配偶者・扶養親族等(注)の番号確認書類をこの書類に貼り付け、郵送によりご返送くださいますようお願いいたします。**なお、既に当事務所で把握している方につきましては、改めての提出は不要です。**

なお、当事務所では、貴殿から提供いただいたマイナンバー（個人番号）を、申告書等の提出以外の用途で使用することはありません。

返送先：〒430-0935 浜松市中区伝馬町310-4-402 坂下会計事務所 宛

(注)配偶者・扶養親族等は、次の から の人をいいます。

同一生計配偶者、 配偶者特別控除の適用対象となる配偶者、 事業専従者である配偶者、
控除対象扶養親族、 16歳未満の扶養親族、 事業専従者である親族

貴殿とご家族のマイナンバーの番号確認書類（個人番号カード裏面、通知カード（現在の氏名・住所等が記載されているものに限る）、マイナンバーが記載された住民票のいずれか）のコピーを、以下に貼り付けてください。貼り切れない場合は、別紙に貼付して同封してください。

(貼付欄)

(貼付欄)

(貼付欄)

(貼付欄)